

山 県 市

自治会における防犯カメラの設置  
及び運用に関するガイドライン



平成30年12月

## I はじめに

### 1 ガイドラインを策定する目的

防犯カメラは、犯罪の防止に役立つものとして、市民の関心も高まっていますが、一方で、プライバシーが侵害されるのではないかといった不安を感じる人もいます。

そこで、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図り、防犯カメラの設置者が防犯カメラを適切かつ効果的に活用できるよう、設置および運用に関するガイドラインを策定しました。

本ガイドラインでは、プライバシーや個人情報の保護の観点から自治会が地域の自主防犯活動として防犯カメラを設置する際に配慮すべき具体的な内容を取りまとめました。

防犯カメラを設置し、又は設置しようとしている自治会の皆様には、このガイドラインを参考として、適切な設置と運用に努めていただけますようお願いいたします。

### 2 防犯カメラとは

このガイドラインでいう防犯カメラとは、「公共交通機関をはじめ各種公共施設、商業施設、映画館、スポーツ・レジャー施設、宿泊施設、道路、公園、駐車場等、不特定多数の方が利用する施設や場所を、犯罪の防止目的として、継続的に撮影しているカメラで画像記録装置を有するもの」をいいます。

### 3 防犯カメラとプライバシー

人には、自己の容ぼう等をみだりに撮影されたり、撮影された写真や作成された肖像を本来の目的以外に利用されない権利（「肖像権」と呼ばれる権利）があります。

この権利は、プライバシーに関する権利の一つであり、憲法第13条（個人の尊重）の趣旨を踏まえた慎重な取扱いが必要です。

また、防犯カメラに記録された個人の画像は、特定の人物を識別することができる個人情報であり、「個人情報の保護に関する法律」に定められた個人情報として保護の対象となっています。

防犯カメラは、犯罪の防止を目的とするものですが、プライバシーや個人情報の取り扱いには十分に留意することが必要です。

## II 防犯カメラの設置及び運用に当たっての留意事項

### 1 設置場所と撮影範囲

防犯カメラで撮影された画像は、その取扱いによってはプライバシーを侵害するおそれがあるため、どこにでも設置してよいというものではありません。

防犯カメラの設置及び運用に当たっては、犯罪の抑止効果を高めるとともに、不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、どのような場所に、どのような目的で設置するのかを明確にし、撮影場所、方向等を定め、撮影範囲は必要最小限度にする必要があります。

また、個人の私生活の干渉とならないようカメラの角度を調整するなど、住宅内部などの私的空間が映らないように配慮する必要があります。

## 2 カメラ設置の表示

防犯カメラの設置にあたっては、あらかじめ防犯カメラが設置されていることを周知するとともに、犯行を抑止する効果を高めるため、撮影対象区域内又は撮影区域の出入り口付近など見やすい場所に、防犯カメラを設置していること及び設置者の名称等をわかりやすく表示することが必要です。

## 3 管理責任者、操作取扱者の指定

防犯カメラは、その運用を誤れば個人のプライバシーの侵害につながりますので、その管理・運用にあたっては、管理責任者を定め、適正に実施する必要があります。

管理責任者が、自ら防犯カメラの操作ができない場合は、操作取扱者を指定し、その指定を受けた者だけに機器の操作等を行わせるようにすることが必要です。

また、指定された担当者以外の者が取扱うことのないよう厳重な注意が必要です。

## 4 画像データの保存・取扱い

個人の画像データが、本人の知らない間に社会に出回るとは絶対に避けなければならない、防犯カメラの画像データが外部に漏れることのないよう、一定のルールに基づき慎重な管理を行う必要があります。

### (1) 取扱担当者の指定

防犯カメラ・モニターや録画装置等を設置する場合は、機器の操作や画像データの確認などを行う者を限定することが必要です。

取扱担当者を指定し、指定された担当者以外の者が取扱うことのないよう厳重な注意が必要です。

### (2) 画像データの保存期間

画像データの漏えいや滅失、き損、流出等の防止及びその他の安全管理を徹底するために、保存期間はできるだけ短期間とすることが必要です。

長くても1箇月以内で必要な保存期間を定め、不必要な画像データの保存はやめましょう。

### (3) データの厳重な保管

録画装置、画像データを記録した記録媒体（CD-ROM、DVD、メモリーカード、外付けハードディスクなど）やパソコンについては、管理責任者や指定された担当者以外の視聴の防止や盗難防止のため、施錠のできる事務室内や設備の中で厳重に保管し、外部への持ち出しができないよう十分に注意しましょう。

また、インターネットの回線等により画像の送受信を行う場合は、ID やパスワードを使用し、画像データの流出等に注意しましょう。

#### (4) データの消失

画像データを消失しないで放置すると、個人情報流失する危険性が高まります。保存期間が終了したり、保存の必要なくなった画像データは、速やかに消去するか、上書きにより消去するか、あるいは、破碎や裁断等の処理を行うなど、速やかに消失しましょう。

#### (5) 防犯カメラの構成機器をインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合は、情報漏えい及び不正アクセス防止措置に特に配慮する必要があります。

### 5 秘密の保持

防犯カメラの管理責任者等（設置者、管理責任者及び操作取扱者（以下「設置者等」という。）は、防犯カメラによって人の容ぼう・姿態という個人情報を大量に収集し、管理することになります。したがって、防犯カメラの管理責任者等は、画像データそのものはもちろんのこと、画像から知り得た情報を他人に漏らしたり、不当な目的のために使用してはなりません。

このことは、設置者等でなくなった後においても同様とします。

### 6 画像データの提供

防犯カメラの画像データについては、プライバシーが侵害されることのないよう、次の場合を例外として、設置目的以外の目的に利用したり、第三者に提供してはなりません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合
- (3) 個人の生命・身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

また、画像データの提供に当たっては、提供日時や提供先、提供した画像の内容、提供目的、理由などを記録するなどの基準を定め、適正に運用しましょう。

### 7 苦情等の処理

防犯カメラの設置及び運用に対する苦情や問い合わせには、あらかじめ苦情等に対する対応要領を定めておくなど、誠実かつ迅速に対応しましょう。

## 8 業務の委託

防犯カメラの設置、運用を含めた施設管理業務や警備業務等を委託する場合は、この留意事項の遵守を委託契約の条件にするなど、適正な設置、運用を徹底する必要があります。

### III 管理規程の作成について

防犯カメラの設置者は、管理責任者や取扱担当者等によって、このガイドラインの内容を踏まえた適切な運用が可能となるよう、防犯カメラの運用に関する基準を盛り込んだ管理規程を定め、その内容を周知・徹底することが必要です。

策定に当たっては、別添の〈参考例〉を参考にしてください。名称は、「設置規程」「運用規程」といった表現でも問題はありません。

〇〇地区 防犯カメラ管理規程（参考例）

1 趣旨

この規程は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、△△が〇〇地区に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置運用を図るものとする。

2 設置目的

防犯カメラは、〇〇地区における犯罪防止や事故防止のために設置する。

3 設置の場所等

(1) 設置の場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、〇〇地区に〇台の防犯カメラを設置する。

(※ 配置図には、カメラの設置箇所、撮影方向を表示)

(2) 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。

表示板には、設置者名の「〇〇地区自治会」と記載するものとする。

(※設置場所等から設置者が明らかな場合は、設置者の名称等の表示を省略できます。)

4 管理責任者等

(1) 防犯カメラの適正な設置運用を図るため管理責任者を置く。

(2) 管理責任者は、〇〇〇〇（例：副自治会長等）とする。

(3) 管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置くことができる。

(※ 管理責任者自らが防犯カメラの取扱いができない場合など)

(4) 操作取扱者は、△△△△とする（または「管理責任者が指定した者とする」）。

(※ 操作取扱者の指定は、一人とは限らず、複数に指定してもよい。)

5 設置者等の責務

(1) 設置者、管理責任者及び操作取扱者（以下「設置者等」という。）は、この規程の定めるところにより、防犯カメラ等の適切な運用を図り、その設置目的を効果的に達成するよう努めるとともに、自己の映像を収録された者の権利の保護を図らなければならない。

(2) 設置者等は、防犯カメラによって撮影された映像から知り得た情報を他人に漏らしはならず、設置者等でなくなった後においても同様とする。

6 画像の管理

(1) 保管場所

録画装置の保管場所は、公民館の〇〇室とし、管理責任者が施錠を行うなどして、適正に管理するものとする。

(※ 確実に鍵のかかる部屋の施錠できる机、キャビネット等に保管すること。)

(2) 立入り制限

保管場所には、管理責任者、操作取扱者及び管理責任者が許可した者以外は立ち入

ることができない。

(3) 保存期間

保存期間は、〇〇日間とする。

ただし、設置者又は管理責任者が特に必要があると判断する場合は、保存期間を延長することができる。

(4) 画像の不必要な複製等の禁止

記録された画像の不必要な複製や加工を行わないこととする。

(5) 画像の消去

保存期間を経過した画像は、上書き等により速やかに、かつ確実に消去するものとする。

記録媒体を処分するときは、管理責任者を含め複数人で、完全に消去されたことを確認の上処分し、処分した日時、方法等を記録するものとする。

7 画像の利用及び提供の制限

(1) 記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。また、次の場合を除き、第三者に提供しないものとする。

① 法令に基づく場合

② 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合

③ 個人の生命・身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

(2) 設置者等は、他の者に閲覧・提供する場合には、その必要性を慎重に検討するとともに、画像の閲覧・提供に当たっては、提供日時、提供先、提供の目的・理由、画像の内容などを記録しておく。

また、画像から識別される特定の人に、その本人の請求により画像を閲覧・提供する場合は、他の人の画像が見えないように配慮し、できる範囲で応じることとする。

8 苦情等への対応

設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する苦情や問い合わせを受けたときは、誠実かつ迅速に対応するものとする。